

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(第80号議案)

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p><u>第6章 雑則(第49条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p><u>第6章 雑則</u></p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p><u>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>